

Ⅱ . 基本計画

第1編

コミュニティ・自治

第1章 コミュニティ活性化のために

第2章 分権自治を確立するために

第1編 コミュニティ・自治

～認め合い 自ら動き 個性きわだつ～

重点的な取組

① さまざまなコミュニティの活性化と多様な交流の促進

自治会をはじめ地域住民の主体的な活動を支援する活動拠点の整備を進めるとともに、地域の価値を高める活動など地域住民の多様な活動に対する支援や、コミュニティ活動団体のネットワークの強化に取り組みます。また、内外のさまざまな世代・地域・職業の人との交流を促進するとともに、外国籍市民への支援と多文化共生社会の実現にも取り組みながら、市民の一体感を醸成します。

② 住民自治・分権自治形成を目指した市民協働によるまちづくり

市民と行政の協働を柱とする自治の理念と仕組のルールづくりとして（仮称）自治基本条例を制定し、地域内分権を進めるため、地域協議会の充実、地域自治センター機能の見直しや施設の整備・建設を進めます。また、行政の説明責任を果たすとともに、新たな広報・広聴制度の確立など環境の整備をしながら、市民協働のまちづくりを推進します。

③ 行政経営への転換

上田市にふさわしい公共サービスを提供する仕組として、機敏に対応できる効率的な行政組織と安定した財政基盤を築き、職員の市民第一主義への意識改革を進め、従来の行政運営から市民満足度の高い効率的で効果的な行政経営へ転換します。

また、広域的な課題への対応や産業経済、文化等の新たな展開に向けて、上田地域広域連合はもとより、より広範な地域も視野に入れた交流促進と連携強化を推進します。

第1章 コミュニティ活性化のために

第1節 コミュニティを活性化させ住民相互の交流を深める

■現状と課題

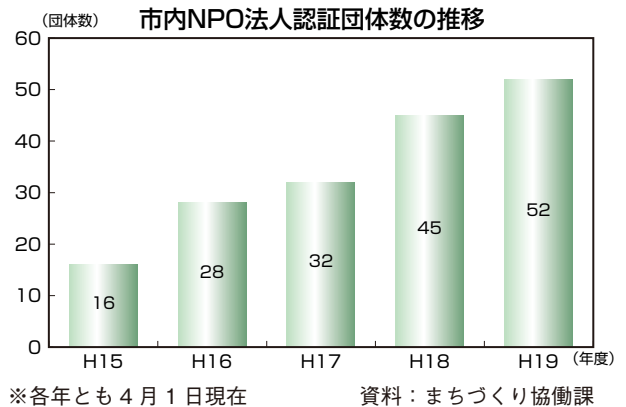
1 市内各地域には、それぞれ地域を包括し活動している住民組織である自治会のほか、目的に応じて活動している住民組織であるNPO法人をはじめとした市民活動団体も増加し、地域生活を営む上でかかわりの深いさまざまなコミュニティ活動が行われています。これらの自治会や市民活動団体が、互いに交流できるまちづくりの活動拠点の整備が求められています。

2 コミュニティ活動や市民活動団体に対する支援については、現在、市のホームページなどで、各種の地域づくり支援の情報や市民活動団体の情報、更に、市民団体のアンケート調査やその結果の公表にも取り組んでいるほか、各種の市民活動支援事業による団体育成を行っています。今後もまちづくりを進める人材の確保・育成や、財政基盤充実のための支援、更に、団体間のネットワークの構築支援などが必要です。

3 合併によって同じ上田市民になったということの共通認識を持つとともに、それぞれの地域が歴史的経緯や特徴を継承し、共有していくこともコミュニティ活性化に欠かせない要素です。大地に刻まれた無形文化財とも言われる歴史的地名の保存に向けた取組の一手法として住居表示の見直しの検討など、地域の価値の再発見や新たな価値の創出が大切であり、それに向けた住民の理解や合意が必要となります。

4 住民相互の交流を深めるため、さまざまな世代、地域、職業の人と人々が互いに触れ合うこ

とができる機会を増やし、上田市民としての一体感の醸成に取り組む必要があります。



5 外国籍市民の増加や、海外の情報が容易に得られるようになったことから、外国の文化と触れ合う機会が増えており、市内の国際交流団体により国際交流イベント等が開催されています。また、国内外の友好都市や姉妹都市等との交流や、故郷を愛する団体の活動などもそれぞれの歴史や経過を踏まえて継続されていますが、さまざまな交流機会の充実を図り、地域間や団体間などにおける交流や連携を推進する必要があります。

友好都市・姉妹都市一覧

国外	友好都市	ブルームフィールド市郡 (アメリカ合衆国コロラド州)
	姉妹都市	寧波市 (中華人民共和国浙江省)
国内	友好都市	練馬区 (東京都)
	姉妹都市	鎌倉市 (神奈川県)
		上越市 (新潟県)
		豊岡市 (兵庫県)
		九度山町 (和歌山県伊都郡)

資料：秘書課

※ NPO 法人 (特定非営利活動法人) …特定非営利活動促進法 (NPO 法) に基づいて国または県に認証された、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする法人

■基本的な考え方

- 1 小さな単位を基本としたコミュニティ活動を充実させ、幅広い視野とさまざまな能力を持った地域住民の主体的な活動を促し市政に反映させます。
- 2 さまざまなコミュニティや NPO の連携、交流を促します。
- 3 市民一人ひとりの意識の中に、新たな上田市として出発したという気持ちを持てるまちづくりを進めます。
- 4 国内外の友好都市・姉妹都市との交流や、国際交流団体同士の交流・連携を進めます。

■施策体系

節	施 策
コミュニティを活性化させ 住民相互の交流を深める	①コミュニティ活動拠点の整備と活用
	②地域の価値を高め、愛着を深める地域づくり
	③上田市民としての一体感の醸成
	④国内外のさまざまな交流の促進

■施策の内容

①コミュニティ活動拠点の整備と活用

○さまざまなコミュニティ団体が活動できる拠点施設を整備することによって、コミュニティ活動を支援していきます。コミュニティ活動拠点施設は、地域住民が自由に集い、身近な地域の課題を話し合える場とし、地域自治センターの整備・活用を図ります。更に、公民館など既存施設を有効活用するとともに、中心市街地の空き店舗など民間施設の活用も検討します。また、コミュニティ活動拠点となる地域の集会施設の整備に対しても支援していきます。

○住民を対象としたコミュニティ活動に関する講座を開催するなど、地域の実情に応じてさまざまな活動のきっかけづくりをしながら、地域づくりの話し合いの調整役やまちづくりリーダーを養成します。

○住民主体のコミュニティ活動や NPO 活動に必要な情報提供に取り組むとともに、各種市民活動団体の立ち上げや活動に対して支援を行い、元気な地域づくりを目指します。また、すでに開設されている地域 SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）^{*}と連携を図りながら、市民活動団体が交流できるネットワークの構築を支援します。

○今後のまちづくりの担い手となる団体を育成していくため、NPO 法人の創設や活動を支援していきます。

○コミュニティ活動拠点施設が地域住民により自主的に運営されることを目指し、住民自治組織（地区自治会連合会単位）や各種市民活動団体の組織・運営の強化を支援し、地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めていきます。

②地域の価値を高め、愛着を深める 地域づくり

○城下町の無形文化財ともいべき歴史的地名についての認識を深め、住居表示変更の検討や、既存表示板、案内板の見直しなど、歴史的地名を後世に残す取組を住民の合意を得ながら進めていきます。

○市内各地域にあるかけがえのない自然、歴史、文化、行事、特産品など地域の価値を再発見するとともに、新たな地域の価値を創出することによりコミュニティを活性化し、誇りの持てる地域づくりを進めていきます。

^{*} SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）…会員制のコミュニティ型のウェブサイト。固有の情報を公開し、互いに紹介し合うことにより、ネットワークを広げることができる。匿名掲示板に比べ安心感が高い。

③上田市民としての一体感の醸成

○市民の一体感を醸成するため、節目の年に新市発足記念事業を実施するとともに、市内各地域・各分野の同種の団体や各学校間の交流・連携を推進します。

○各種イベントなどを通してお互いの価値を認め合い生かしあう団体や市民相互の交流を促進し、一体感のあるまちづくりを進めます。

④国内外のさまざまな交流の促進

○国内の姉妹都市等との交流を図るとともに、各種イベント等による地域間交流を促進します。

○民間の国際交流団体の活動を支援するとともに、統一的な国際交流イベントや外国人との交流イベントを通じて、団体相互の交流や連携を生み出し、継続的なネットワークを構築していきます。

○友好都市・姉妹都市を含む諸外国との交流を図り、国際交流を進めます。



国際交流イベント

第2節 住民主導の自治活動を発展させる

■現状と課題

- 1 上田市には、現在 238 の自治会があり、それぞれ地域特性を生かしながら、生活環境、福祉、防犯、子育てなどにおいて地域の力を発揮しています。また、資源ごみの回収、道路側溝・河川の清掃、高齢者宅への友愛訪問、防犯パトロール、育成会活動なども活発に行われています。更に最近では、道路などの里親制度であるアダプトシステム協定を締結し、自発的な地域づくりを推進している自治会も出てきています。
- 2 各種 NPO やボランティア団体の中には、「バイオトイレの管理受託」や「子ども館障害児受入れ事業」等、市との協働事業を行う団体も増えつつあるなど、年々活動が活発化しています。
- 3 これからの地域づくりやまちづくりには、自治会や NPO、ボランティア団体などの市民活動団体が互いに情報交換や連携・協働を進めることが大切です。また、そのための仕組みづくりを進めることで、住民主導の自治活動を発展させていきます。

上田市自治会数（合計 238）

平成 19 年 4 月 1 日現在

上 田 地 域	地区名	自治会数	地区名	自治会数	地区名	自治会数	丸 子 地 域	地区名	自治会数	真 田 地 域	地区名	自治会数
	東 部	8	塩 尻	3	中塩田	14		内 村	6		長	11
南 部	8	川辺・泉田	10	西塩田	7	丸子第 1	4	本 原	13	真田地域 計		36
中 央	9	神 川	13	別所温泉	4	丸子第 2	3	武石地域		地区名	自治会数	
北 部	11	神 科	16	川 西	9	依 田	4	長 瀬	3	武 石	18	
西 部	12	豊 殿	16			塩 川	6	武石地域 計		18		
城 下	9	東塩田	9			丸子地域 計	26					
上田地域 計						158						

資料：まちづくり協働課

■基本的な考え方

- 1 協働によって時代に即応した地域づくりを進めるために、住民自治組織をその核として位置付け、さまざまな活動をしている他のまちづくり団体などの意見が反映される自治活動を促進します。
- 2 それぞれの歴史・風土等による地域特性を生かしながら、もっとも身近な地域づくり団体の自治会や各種地域団体などの市民と行政の協働、市民と市民の協働によりコミュニティの活性化を図ります。

■施策体系

節	施 策
住民主導の自治活動を発展させる	①コミュニティ活動団体のネットワーク強化
	②市民協働によるまちづくりの推進

※アダプトシステム…アダプトとは「養子縁組をする」という意味。市民が道路などの公共スペースを里親のように愛情を持って美化・清掃を行うもので、自治体と市民が互いの役割分担について協議して合意を交わし、継続的に美化活動を進める制度。

■施策の内容

①コミュニティ活動団体のネットワーク強化

- コミュニティ活動の中心的な役割を担う各自治会が、地域のコミュニティ組織として、各種地域団体と連携・協力し、自発性や共同性を持ちながら活動できるよう支援していきます。
- 現在、自主的に活動している市内26の地区自治会連合会が、単位自治会を越えた住民自治組織として機能的に活動できるよう運営を支援するとともに、地域のさまざまな団体の意見が反映されるよう交流・連携を進めます。
- NPO、PTA、ボランティア、消防団、若者による団体も含めた各種団体や企業などの地域連携を促すとともに、各種団体間のネットワークの構築支援や意見交換の機会創出に取り組むことにより、さまざまな意見が反映される新しい時代にふさわしい住民主導の自治活動の推進を図ります。

②市民協働によるまちづくりの推進

- 行政情報の提供により、市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携することで、さまざまな問題解決に取り組めます。
- 自治会やNPOなどの活動に加え、市内4大学の学生を含む若者のエネルギーがまちづくりに生かされるよう、各種団体と行政とが連携を図り、市民と行政・市民と市民の協働を推進します。
- さまざまな市民団体の活動に対する支援を進めるとともに、市民がまちづくりに参画し、満足度の高い夢のある市民協働事業を拡大していくことで、新たな公共サービスの創出を図ります。
- 市民協働をより一層進めるために、啓発活動に取り組み、共通のルールとなる市民協働の指針づくりを検討します。



第3節 外国籍市民を支援し多文化共生社会を目指す

■現状と課題

- 1 上田市の外国人登録者数は、昭和60年には430人ほどでしたが、入国管理法の改正もあり平成2年以降急激に増加し、現在では約6,000人と県内の市町村の中で最も多く、国籍別では、ブラジル人48%、中国人18%、ペルー人8%、その他26%となっています。
- 2 外国籍市民の増加に加え、近年では定住化の傾向が進み、言語や制度、習慣等の違いから起こる生活上のさまざまな課題が発生しています。これに対して、市役所に外国人総合相談窓口を設置し、4カ国語の生活ガイドブックを配布するなどの支援を行ってきました。また、国・県の関係機関、市民ボランティア団体、企業等の参加により上田市外国籍市民支援会議が設立されました。
- 3 上田市外国籍市民支援会議では、外国籍市民に関する実態調査を行い、これに基づき、「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」が平成19年4月に決定されました。今後は、推進指針に沿った外国籍市民への支援と多文化共生のまちづくりに向けた活動を行っていきます。
- 4 外国籍市民が生活する上でのさまざまな課題は、日本語が理解できないことに起因するものが多く、特に教育問題が重要な課題です。また、医療保険や年金、医療・福祉、雇用の安定や防災対策、更に、生活安全や近隣住民との良好な関係づくり、通訳者の確保などの課題があります。
- 5 公立小中学校に在籍する約400人の外国籍児童生徒の約半数は日本語の指導が必要であり、初期指導や指導体制の充実が求められています。また、小中学校に通っていない不^{*}就学^{*}の子どもたちの対策も課題となっています。
- 6 上田市は、外国人集住都市会議^{*}に参加し、保険制度や外国人学校の法律上の位置づけなど、制度面の共通する課題について、参加各都市とともに国や関係機関に対して要望を行ってまいりました。従来、国は外国人労働者政策及び在留管理の観点から外国人施策を行ってまいりましたが、国内の外国人が200万人を超える状況の中で、生活者及び地域住民としての施策の検討を始められています。

上田市外国人登録者数推移

単位：人

国籍	年	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成18	平成19	平成19 国籍別割合
ブラジル		0	306	902	2,849	3,249	3,023	2,817	48.2%
中国		72	94	268	610	1,019	1,054	1,033	17.7%
ペルー		0	35	78	340	514	480	475	8.1%
韓国・朝鮮		320	320	349	321	364	357	354	6.1%
インドネシア		1	0	128	236	304	295	288	4.9%
タイ		2	36	155	244	246	261	263	4.5%
その他		37	97	194	446	648	623	616	10.5%
合計		432	888	2,074	5,046	6,344	6,093	5,846	100%

平成19年のみ3月末現在、他の年は12月末数値
資料：市民課

※多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

※不^{*}就学…就学年齢にあるが、公立小中学校にも外国人学校にも在籍していない状態のこと。

※外国人集住都市会議…「ニューカマー」と呼ばれる南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行う中で、地域で顕在化しつつあるさまざまな問題の解決に向けて積極的に取り組んでいくことを目的に2001年に設立し、旧上田市が2005年に参加した。2007年現在、上田市を含む22都市が参加している。

■基本的な考え方

- 1 国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人が互いに認め合い、尊重しあって暮らすことのできる多文化共生社会を実現するため、外国籍市民への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し、相互の理解を深めていきます。

■施策体系

節	施策
外国籍市民を支援し 多文化共生社会を目指す	①外国籍市民への支援と多文化共生のまちづくり
	②外国人集住都市会議への参加と、関係市と連携した活動

■施策の内容

①外国籍市民への支援と多文化共生のまちづくり

- 上田市外国籍市民支援会議で策定した「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」に沿いながら、関係機関・団体、企業、地域住民等が担い手となり、協力と協働によって多文化共生のまちづくりを推進していきます。
- 日本語が十分に理解できない外国籍市民等に、上田市に生活する上で必要な情報を、県など関係機関と連携することによって可能な限り多言語で提供することを基本とし、生活ガイドブックの定期的な更新や外国人総合相談窓口の充実、ことばのサポーター制度の活用を行います。また、外国籍市民の日本語能力の向上と日本社会理解のための環境を、社会福祉協議会等との連携や市民ボランティアの協力により整備します。
- 外国籍市民の生活上の課題である教育、保険、雇用、防災、医療・福祉、生活安全、近隣住民との良好な関係づくりなどについて、関係機関との連携を深めながら、総合的に支援します。
- 地域住民全体の多文化共生に関する理解を得るための交流イベントや講座等を実施するほか、外国籍市民の自助組織を育成し、外国籍市民が自治会など地域社会へ溶け込むための仕組みづくりを目指します。また、学習や交流の拠点となる多文化共生センターの設置を検討し、市民ボランティアや支援団体への支援と協力を行います。

②外国人集住都市会議への参加と、関係市と連携した活動

- 外国人集住都市会議に参加し、外国籍住民にかかわる施策や活動状況に関する情報交換を行うとともに、都市レベルでは解決が難しい制度等の課題について、同会議参加団体など関係市と連携しながら、国への要望活動や組織的な運動を展開していきます。



ブラジル田舎まつり

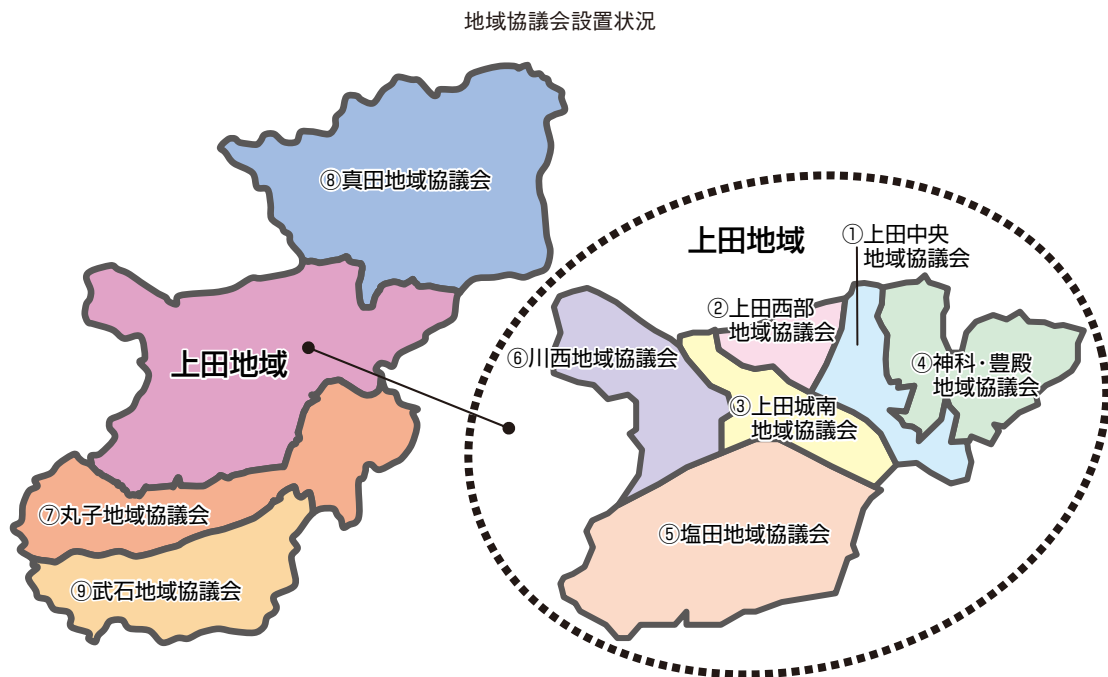
第2章 分権自治を確立するために

第1節 地域自治センターを基点に地域内分権を推進する

■現状と課題

1 生活者起点を基本理念とし、市民との協働による地域づくり・地域経営を進めるため、住民の多様な声を行政に反映し、住民が主体となる

まちづくりを推進する機関として市内の地域自治センターに九つの地域協議会が設置されています。

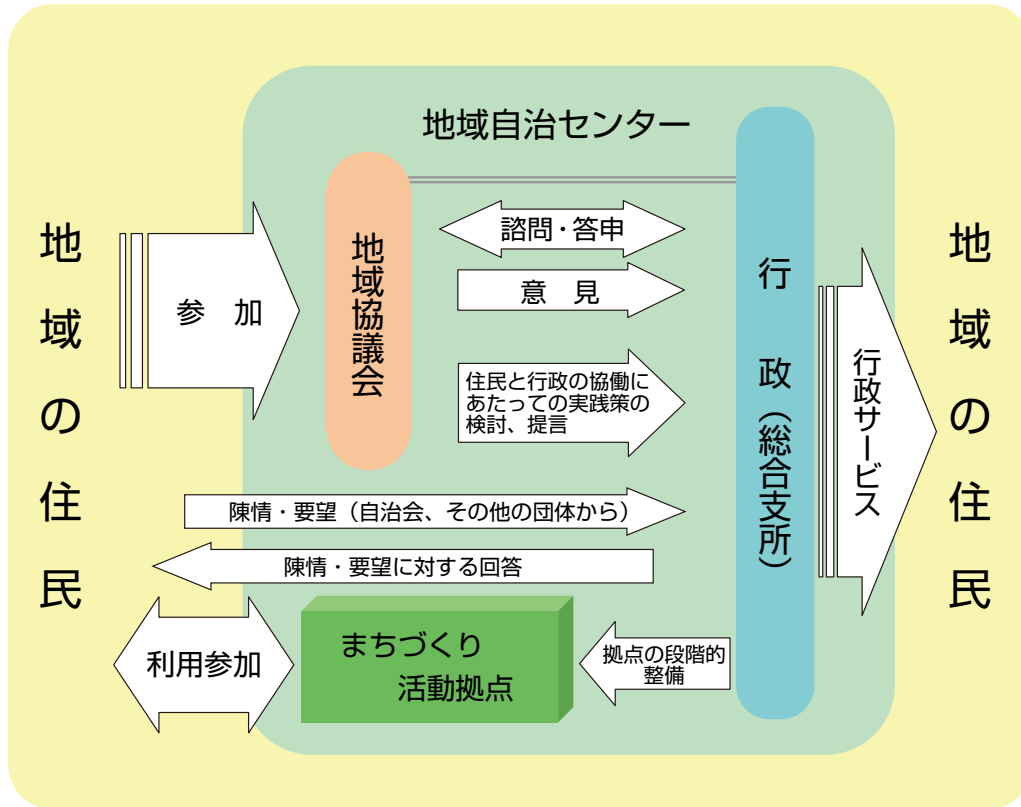


No	地域協議会の名称	対象地区	所管する地域自治センター
①	上田中央地域協議会	東部・南部・中央・北部・神川地区	上田地域自治センター
②	上田西部地域協議会	西部・塩尻地区	
③	上田城南地域協議会	城下・川辺・泉田地区	
④	神科・豊殿地域協議会	神科・豊殿地区	豊殿地域自治センター
⑤	塩田地域協議会	東塩田・中塩田・西塩田・別所温泉地区	塩田地域自治センター
⑥	川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
⑦	丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
⑧	真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
⑨	武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

2 今後、地域協議会や住民自治組織をはじめ、さまざまな団体の意見を聴きながら、地域自治センターを核とした地域内分権を推進し、市民

が夢と誇りをもてる地域づくりを進めていく必要があります。

地域自治センターの機能



3 地方分権の進展に伴い、地方自治体には自己責任・自己決定による、地域の個性と特色を生かしたまちづくりや行政経営が求められています。自律的な行政経営や地域経営を進めていくためには、どのような考えでどのようなまちに

するのかを明らかにするとともに、市民が市政に参画するための基本的な考え方をはじめ、情報共有や協働推進などのルールを市民主導により独自に定め、新たな住民自治の創出を図る必要があります。

■基本的な考え方

- 1 地域自治センターを核とした地域振興を図るとともに、地域が自らの責任のもとで自治を行う地域内分権を推進します。
- 2 市の附属機関として設立された地域協議会が、地域住民の多様な意見等を聴く組織としての機能を十分に発揮する仕組みづくりを進めます。
- 3 自治の理念と基本原則をルール化します。

■施策体系

節	施策
地域自治センターを基点に地域内分権を推進する	①地域づくりに向けた行政機能の有効活用
	②市民主体の持続可能な地域経営の推進

■施策の内容

①地域づくりに向けた行政機能の有効活用

- 地域自治センター機能の見直しや施設の整備・建設を行い、地域自治センターを核とした地域振興を図るとともに、複雑多様化する地域課題の解決に向けた地域づくりを進めます。
- 地域のことは地域で自ら解決する住民自治を進めるために、地域担当職員の在り方や配置など、行政機能の有効活用による支援を検討します。

②市民主体の持続可能な地域経営の推進

- 地域住民の多様な声の行政への反映や地域課題の解決に向け、地域協議会の機能が十分発揮できるよう、地域の総意としての意見をまとめる仕組みを検討します。また、地域自治センターを核とした地域内分権の更なる推進とそれぞれの地域の歴史や文化など地域の個性や価値を生かした地域づくりを進めるための地域協議会の在り方を検討します。
- 市民主体の持続可能な地域経営を進めるため、自治の主役である市民の権利と義務、市民や行政などの責務と役割、参加と協働を柱とする自治の理念と基本原則をルール化した「(仮称)自治基本条例」の制定による住民自治の仕組みづくりに取り組みます。



地域協議会会議

第2節 機敏に対応できる効率的な行政組織にする

■現状と課題

- 1 上田市では、4市町村の合併による自治体基盤強化を目指した新たなまちづくりを進めていますが、平成19年3月に新たな行政経営の仕組づくりを目指す「第一次上田市行財政改革大綱」を策定しました。
- 2 行財政改革大綱では取組の柱を「行政改革」、「財政改革」、「関係機関等の改革」とし、市民協働の推進、職員の意識改革、組織改革、仕事改革、歳入確保、歳出削減等の内容について重点取組事項及び集中改革プラン^{*}を定めており、今後これらの実現による「地域経営への転換」、「行政経営への転換」を求めています。
- 3 市民満足度の向上、行財政改革の推進にあたり「情報化」は不可欠ですが、近年のICT^{*}の進展による社会情勢の変化やさまざまな課題に対応し、ICT活用による業務の効率化を進めるため、CIO^{*}を中心とした情報化推進体制を整備するとともに、「情報化基本計画」に基づきICTを行政経営のツールとして積極的に利活用し、更なる業務の効率化、省力化、迅速化に向け情報システムコストの検証と職員の情報リテラシー^{*}の向上等を図る必要があります。
- 4 国・地方を通じて行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、特に国の「歳出・歳入一体改革」が具体化されていくなか、「地方分権一括法」の制定に向け始動するなど、地方自治の大きな転換期に直面しており、限られた財源を有効活用し最大限の行政効果が得られるよう的確な「施策・事業の選択」がますます必要となっています。また、地方財政制度などの改革に対しても柔軟に対応できるような安定的な財政基盤の構築に取り組む必要があります。

■基本的な考え方

- 1 行財政改革を推進することで、従来の「行政運営」から、政策目標を明確化し、民間の経営理念や経営手法（経営効率性、市民満足度等）を取り入れ、効率的、効果的で成果を重視した「行政経営」への転換を図ります。

■施策体系

節	施策
機敏に対応できる効率的な行政組織にする	①効率的かつ効果的な行政経営
	②職員の意識改革・育成
	③安定的な財政基盤の構築と健全な財政運営の展開

■施策の内容

①効率的かつ効果的な行政経営

○市民満足度の向上に向けた地域経営を実践するために、住民ニーズの把握と行政サービスの改善を目的として、定期的な市民満足度調査を実施します。

○行政評価制度や目標管理制度の活用によるPDCA（Plan Do Check & Action）のサイクルの確立、BPR^{*}等の手法を活用した事務・事業のゼロベースからの見直し、民間活力の導入、ICTの活用による事務事業の効率化、省力

※集中改革プラン…平成19～21年度までの3年間に集中的に改革を進める計画

※ICT…Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。情報通信技術

※CIO…Chief Information Officerの略。情報システムや情報の流通を統括する担当役職。情報化統括責任者

※情報リテラシー (information literacy) …情報を使いこなす能力のこと。

化、迅速化を図り、市民サービスの向上を目指します。

○職員給与の適正化を進めるとともに、人事管理と連動する職務・職責・勤務実績に応じた給与体系の構築を図ります。

○定員適正化計画に基づく職員規模の適正化を進めるとともに、効果的・効率的に事務事業に対応できる「分権型組織（フラット）」、「簡素な組織（シンプル）」、「柔軟な組織（フレキシブル）」を目指し、組織体制を整備します。

○民間活力導入指針に基づき行政と民間の役割を見直す事業仕分けを行い、民間委託、指定管理者制度等の手法により民間活力を積極的・計画的に導入し、サービスの向上、コストの削減を図ります。また、外郭団体の見直し、補助金等の見直しを進めます。

○情報システムの導入に当たっては、システムの目的、効果、トータルコスト等の明確化と業務プロセスの見直しを行い、運用管理に関する方針を整備するとともにシステム導入マニュアルを作成し、システムの適正な調達及び運用管理を図ります。

○個々に運用されている現行の地図業務処理手順を見直すとともに、統合型 GIS の構築について検証し、全庁の地図に関係する業務の効率化を図ります。

②職員の意識改革・育成

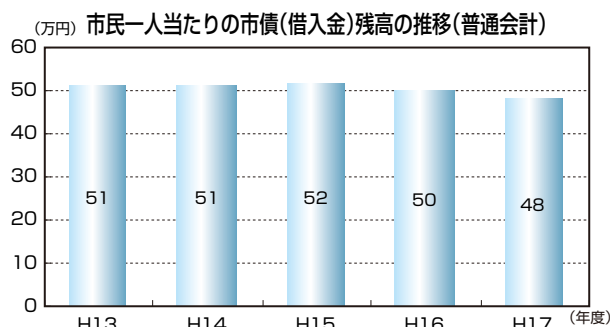
○「自ら考え行動しそのために自ら成長を目指す職員」を育成するため、人事、研修、職場に主眼を置いた「人材育成基本計画」に基づき、複線型人事制度の導入や研修体系の構築を図ります。

○行政はサービス業であるとの認識のもと、市民第一主義の徹底と業務改革の実践に向けた意識改革運動を展開します。

○職員の情報リテラシーを高め、ICT 活用による事務事業の効率化と情報セキュリティの確保を図るため、情報化リーダー育成研修や情報セキュリティ研修などの充実を図ります。

③安定的な財政基盤の構築と健全な財政運営の展開

○地方税財政制度の変革のなか、歳入の見通しと行政需要を的確に把握し、今後の財政運営上の課題を抽出するため、「中長期の財源計画」の策定に取り組みます。

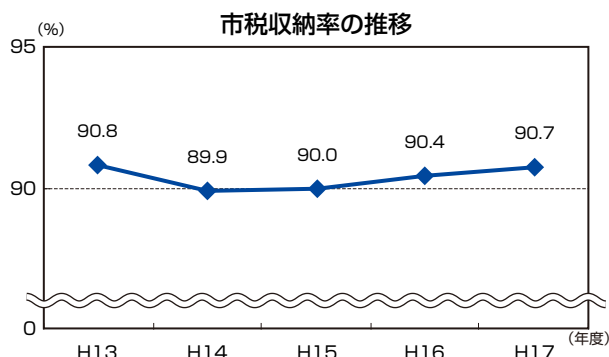


※残高のうち約半分は国から交付税措置により補てんされていますので、実質的な市債(借入金)残高は、表示されている約半分の額となります。

資料：財政課

○事務事業の成果の検証を行い、市民の満足度向上を図るための施策・事業への重点的かつ効率的な財源配分の実施に努めます。

○課税の適正・公平を期するため課税客体的確な把握に努めるとともに、納付方法の多様化による納税環境の整備や数値目標の設定により収納率の向上を目指します。



資料：財政課

※BPR…Business Process Reengineering の略 顧客満足の観点から業務のプロセスそのものを根本的に見直し、可視化し、デザインしなおすことによって、組織の業務を劇的に向上させるための経営手法。業務プロセスの再構築

※指定管理者制度…住民サービスの向上、経費の節減等を目的として、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む）に公の施設管理を行ってもらう制度

※統合型 GIS…デジタル化された地図や地形データと、統計や位置の持つ属性情報など位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システムのこと。

※複線型人事制度…職員の適性を考慮し、研修や人事異動等を一体的に行うことで、「幅広い行政経営能力」あるいは「特定分野の高い専門能力」を有する人材を育成する制度

- 遊休財産の利活用や計画的な処分を進め、また、常に使用料などの見直しに努め、受益に見合った負担の適正化を図り財源の確保に努めます。
- 新地方公会計制度^{*}導入に伴う財務諸表の作成と内容分析による財政状況の把握・公表を行い、行政としての説明責任を果たすとともに、実質公債費比率^{*}などの財政指標について数値目標を設定した財政運営を確立し、財政の健全化・効率化の取組に生かしていきます。
- 特別会計、企業会計については、安定的、自立的な経営を堅持するとともに、連結決算の作成・公表の取組を行います。



※**新地方公会計制度**…現在の単式簿記に複式簿記の考え方を導入するとともに、上田市と土地開発公社などの関連団体を含む決算状況等を作成する新しい制度。平成20年度決算から導入予定

※**実質公債費比率**…平成17年度決算から新しく導入された財政の健全度を示す財政指標で、公営企業や広域への補助・負担金も考慮したもの。この指数が18%を超えると起債は県の許可を必要とされ、「公債費負担適正化計画」の作成が義務付けられる。平成17年度決算における上田市の実質公債費比率は16.9%。

第3節 市民と行政の情報が結ばれる社会を実現する

■現状と課題

〔広報・広聴〕

- 1 「広報うえだ」の発行（月2回）やケーブルテレビ「サンデーうえだ」の放映などにより、市政やイベント等の情報をお知らせするほか、市のホームページと報道機関などの各種メディアを通じて広報活動を行っています。
- 2 広聴活動においては、手紙、電話、ファクシミリ、電子メールなどの多様な媒体のほか、「市長ふれあい談話室」、「市長お気軽ミーティング」などの面談により直接市民から意見を伺う機会を設けています。



市長お気軽ミーティング

- 3 市民協働によるまちづくりを進めるためには、市民の声の市政への反映、政策立案過程への市民参画の促進が必要であるとともに、行政からの発信という一方のみの情報の流れではなく、各地域の情報や意見をフィードバックすることによる双方向の情報提供の仕組づくりが必要です。

〔情報等〕

- 1 個人情報開示、情報公開請求が増加傾向にありますが、市では、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシー^{*}の制定を通じ、個人情報保護のための情報セキュリティ対策を強化する中で、客観的な説明責任の遂行として積極的な情報開示を進めています。しかし、電子自治体の

進展と情報環境の変化に伴い、迅速かつ適切なセキュリティ対策の一層の推進が必要となっています。

- 2 これまで、使いやすく利用しやすいホームページづくりに取り組み、公開をしてきましたが、更にだれもがどこでもさまざまな情報を得られるようなユビキタス社会^{*}に対応する情報環境づくりが必要です。
- 3 電子自治体の構築による行政手続きの簡素化やワンストップサービスを進めるため、ICTを積極的に活用するとともに、窓口における手続業務の内容を見直し、合理化・効率化を進め、市民サービス・市民満足度の向上を図る必要があります。
- 4 マルチメディア情報センター^{*}では、地域情報化推進施設として地域の人材育成に取り組むとともに、センターを拠点に全小中学校36校と高速情報通信ネットワークを結び、学校教育の情報化の推進を支援しています。



学校パソコン教室

- 5 拡大した市域内における地域情報化の推進を図るため、地域連携による情報利活用の促進や情報化進展度の差異の解消を図る必要があります。

^{*}情報セキュリティポリシー…セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを明文化した全体の情報セキュリティに関する基本方針のこと。

^{*}電子自治体…ICT（情報通信技術）を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民、企業の事務等に係る負担軽減や利便性の向上、行政事務の簡素・合理化等を図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとする。

^{*}ユビキタス社会…「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」情報を得ることができる社会。生活や社会の至る所にコンピュータが存在し、人間の生活を強力にバックアップする情報環境。

^{*}ワンストップサービス…一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービス。行政改革の一環として、行政手続きの電子化や広域連携によって、手続き回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る構想のこと。

^{*}マルチメディア情報センター…上田市の地域情報化拠点施設。主な事業は学校教育における情報化の推進、マルチメディアの啓発・普及・人材育成、交流の場の提供、地域文化などの映像等保存・活用・情報発信、デジタル産業の育成等。

■基本的な考え方

- 1 市民と行政が連携し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、分かりやすい行政情報の提供・公開を軸とした行政施策全般にわたる客観的な説明責任の遂行や情報施策の推進により、相互のコミュニケーションを更に深めていきます。

■施策体系

節	施策
市民と行政の情報が結ばれる社会を実現する	①市民協働を推進する新たな広報・広聴制度の確立
	②個人情報の保護と説明責任の遂行
	③ ICT を利活用した行政サービスの充実と市民生活の支援
	④市民協働による情報化社会の実現

■施策の内容

①市民協働を推進する

新たな広報・広聴制度の確立

- 広報うえだや市のホームページなど各種媒体を通じて迅速かつ分かりやすい情報の発信に努めるとともに、地域の情報や意見のフィードバックによる双方向の情報提供の仕組みを整えるなど、市民との協働による取組を進めます。
- ケーブルテレビを活用した新たな情報提供の取組や、行政情報と地域情報が相互に活用できる仕組みづくりを進めます。
- 市民の声が、市の計画や事業に効果的に反映される広聴活動を展開するため、市民との対話集会などを充実させ、すべての市民に意見提出の機会を保障するパブリックコメント手続の制度化を行います。

- 広報広聴活動に対するニーズの把握と意見反映のため、モニター制度の導入や市民満足度を計るアンケートの実施、意見の募集などを行います。

②個人情報の保護と説明責任の遂行

- 個人情報の保護に配慮しながら、条例に基づく情報公開制度を適正に運用し、行政活動のより一層の透明性の向上を図ります。
- 安心できる電子行政サービスを提供するため、情報セキュリティの推進計画や実施計画を策定します。また、セキュリティ研修、監査の実施など、計画・実施・監査・改善等のPDCAサイクルを確立するための、情報セキュリティマネジメント体制^{*}を構築します。
- 分かりやすい情報の提供を通じ、行政施策全般にわたる説明責任を遂行していきます。



職員情報セキュリティ研修

*情報セキュリティマネジメント体制…企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組

③ICT を利活用した行政サービスの充実と市民生活の支援

○行政手続の利便性の向上を図るため、従来の書面による手続に加え、自宅や会社にいながらにして、いつでも、どこからでも申請や届出ができるインターネット等を利用した電子申請・届出サービスを導入します。また、添付書類の精選・削減・廃止など行政手続の簡素化を行い、複数の行政手続を一本化するワンストップ化に取り組めます。

○いつでも、どこでも、だれでもが、ICT の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備を促進します。また、デジタル放送など、双方向メディアを利用した情報共有の実現により快適な市民生活を支援します。

④市民協働による情報化社会の実現

○マルチメディア情報センターを拠点に、CATV 網など地域の情報資産を有効活用し、市民、企業、大学、NPO、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で情報化の推進に取り組めます。

○NPO 団体等との協働による Web サイトの構築や学識経験者、情報関連団体等で構成する推進組織の設置により、地域情報化を推進し、市民の ICT 活用を促進します。

○大学、企業、上田市産学官連携支援施設(AREC)^{*}、マルチメディア情報センターの連携により、実践的な若手 ICT 技術者や ICT 普及啓発のアドバイザーとなるコーディネーター等の育成を行います。



* 上田市産学官連携支援施設 (AREC) …Asama Research Extension Center の略。浅間リサーチエクステンションセンターは地域の企業 (産) と信州大学等 (学) と行政 (官) が連携して新技術等の共同研究開発を促進し、産学連携、産産連携を活性化させて地域産業を振興することを目的として信州大学繊維学部キャンパス内に設置されている。

第4節 広域行政と隣接市町村連携を推進する

■現状と課題

1 高速交通網の整備に加え、情報通信手段の飛躍的な普及発達により、地域住民の日常生活や社会活動の行動範囲は市町村の区域を越え、いっそう広がりつつあります。また、市の面積が552km²となるなど市域の拡大に伴い隣接都市が県外も含め11市町村となりました。

このことから、さまざまな分野において、より広域的な都市間交流や新たな連携への発展の可能性が生まれています。

2 市域が拡大してもなお解決すべき広域的な課題（ごみ処理対策、消防、介護保険、障害者自立支援、交通体系広域化への対応等）があることから、上田地域広域連合や同連合の構成市町村と連携しこれらの課題に取り組む必要があります。

3 中农信地域や群馬県への広がりも意識しつつ、隣接都市をはじめとした上田地域広域圏を越えた都市との交流・連携による地域づくりにも積極的に取り組む必要があります。



■基本的な考え方

- 1 個性的で魅力ある上田地域広域圏の形成に向け、上田地域広域連合や同連合の構成市町村との協調・連携のもと、広域的視点に立った事務事業を推進します。
- 2 隣接都市等との相互の発展を目指すため、特色ある地域資源をより有効に生かし交流・連携の強化を図ります。

■施策体系

節	施策
広域行政と隣接市町村連携を推進する	①上田地域広域連合及び構成市町村との連携強化
	②隣接都市等との交流・連携の促進

■施策の内容

①上田地域広域連合

及び構成市町村との連携強化

- 住民サービスの向上や効率的な行財政運営に向け、上田地域広域連合の機能が十分生かされるよう、上田地域広域連合及び同連合の構成市町村との連携強化を図ります。
- 上田地域広域圏の計画的、一体的発展を目指し、「上田地域広域連合広域計画」、「第二次上小地域ふるさと市町村圏計画」、「上小地方拠点都市地域基本計画」など、広域的な総合計画に基づく事業を推進します。
- 魅力ある上田地域広域圏の形成に向け、広域行政の在り方を検証しつつ、圏域における上田市の役割と責任を明確化し、広域圏全体を視野に入れた事業を展開します。

②隣接都市等との交流・連携の促進

- 産業経済、文化、交通、防災など、さまざまな分野において、隣接都市をはじめとした上田地域広域圏を越えた広範な地域も視野に入れた交流の促進や連携の強化を図ります。

